

標準開示フォーマット（特定非営利活動法人用）

報告年月日

報告者氏名

当該法人における役職

1. 組織情報

■ 法人名称

■ 所轄庁

■ 主たる事務所の所在地

■ 従たる事務所の所在地

■ 代表者氏名

■ 法人設立登記年月日

■ 定款に記載された目的

■ 活動分野

<input checked="" type="checkbox"/> 保健・医療・福祉	<input checked="" type="checkbox"/> 社会教育	<input checked="" type="checkbox"/> まちづくり
<input checked="" type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ	<input checked="" type="checkbox"/> 環境の保全	<input checked="" type="checkbox"/> 災害救援
<input checked="" type="checkbox"/> 地域安全	<input checked="" type="checkbox"/> 人権・平和	<input checked="" type="checkbox"/> 国際協力
<input checked="" type="checkbox"/> 男女共同参画社会	<input checked="" type="checkbox"/> 子どもの健全育成	<input checked="" type="checkbox"/> 情報化社会
<input checked="" type="checkbox"/> 科学技術の振興	<input checked="" type="checkbox"/> 経済活動の活性化	<input checked="" type="checkbox"/> 職業能力・雇用機会
<input checked="" type="checkbox"/> 消費者の保護	<input checked="" type="checkbox"/> 連絡・助言・援助	

■ 事業活動の概要 (400字以内)

公開用電話番号

■ ファクス

■ ホームページ

■ メールアドレス

■ 常勤職員数

■ 認定 (認定NPO法人の場合は、チェックを入れ、以下の項目も入力)

認定年月日 認定満了日

相対値基準 絶対値基準 条例指定 仮認定

■ 閲覧書類の添付 定款

	事業報告書	財産目録	貸借対照表	活動計算書／ 収支計算書
平成22年度	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

※閲覧書類がインターネットで公開されている団体につきましては、当該ウェブページのURLを御記入ください。

2. 財務情報

■ 事業年度（直近の決算）

平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

■ 活動計算書／収支計算書

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益計	1,925,182		1,925,182
1. 受取会費	280,000		280,000
2. 受取寄附金	106,234		106,234
3. 受取民間助成金	310,000		310,000
4. 受取公的補助金	0		0
5. 自主事業収益 (うち介護事業収益)	656,018 0		656,018 0
6. 受託事業収益 (うち公益受託収益)	0 0		0 0
7. その他収益	572,930		572,930
II 経常費用計	2,003,380		2,003,380
1. 事業費 (うち人件費)	939,009 (0)		939,009 (0)
2. 管理費 (うち人件費)	1,064,371 (195,000)		1,064,371 (195,000)
III 当期経常増減額	△78,198		△78,198
IV 経常外収益計	0		0
V 経常外費用計	0		0
VI 経理区分振替額	0		0
VII 当期正味財産増減額	△443,222		△443,222
VIII 前期繰越正味財産額	792,706		792,706
IX 次期繰越正味財産額	349,484		349,484

■ 貸借対照表

平成23年3月31日現在

I 資産の部		II 負債の部	
1. 流動資産	44,708	1. 流動負債	0
2. 固定資産	304,776	2. 固定負債	0
		負債合計	0
		III 正味財産の部	
		正味財産合計	349,484
資産合計	349,484	負債及び正味財産合計	349,484

■ 準拠している会計基準

NPO法人会計基準

その他（その会計基準名）…………… ○○○○

■ 監査の実施

監事監査

特定非営利活動法人 宮崎県ボランティア協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人宮崎県ボランティア協会、といたします。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎市に置きます。

(目 的)

第3条 この法人は、宮崎県内におけるボランティアの力を結集し、ボランティア活動の発展と社会福祉の向上をはかることを目的とします。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、特定非営利活動促進法第2条別表の次の活動を行います。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護、又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(特定非営利活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行います。

- (1) ボランティアの交流及び連絡調整
- (2) ボランティア活動の相談、あっせん
- (3) ボランティア活動の広報、情報の収集及び提供

- (4) ボランティアの研修
- (5) ボランティア活動の調査研究
- (6) ボランティア活動の啓発普及
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛助するため入会した個人又は団体

2 正会員、賛助会員は、総会で定めた会費を納入しなければなりません。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとするものは、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければなりません。

2 理事会は正当な理由がない限り入会を認めなければなりません。

3 会長は、入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければなりません。

(退会及び資格の喪失)

第8条 会員は、退会届を会長に提出する事によって任意に退会することができます。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失します。

- (1) 本人が死亡し、または団体が解散したとき
- (2) 会費を2年以上滞納したとき

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができます。

- (1) 法令、この法人の定款または規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、またはこの法人の目的に違反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名するときは、あらかじめ会員に通知し議決の前にその会員に弁明の機会を与えなければなりません。

第3章 役員

(役員の種類および定款)

第10条 この法人に次の役員をおきます。

- (1) 理事 5名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を会長とし、若干名を副会長とします。

(役員を選任)

第11条 理事は、会員の中から総会で選任します。

2 会長、副会長は、理事会において理事の互選により決めます。

3 監事は、総会において選任します。監事は理事または、この法人の職員を兼ねることができません。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とします。ただし、役員は再任することができます。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とします。

3 第1項の規定にかかわらず、後任役員が選任されていない場合は任期の末日後最初の総会が終了するまでは任期を延長します。

4 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければなりません。

(役員解任)

第13条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができます。

(1) 心身の故障のために職務の執行に耐えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、その業務を統轄します。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、理事会において、あらかじめ定めた順序によりその職務を代行します。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の決議に基づき、この法人の業務の執行を決定します。

4 監事は次に掲げる職務を行います。

(1) 理事の業務の執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には総会または、所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を召集すること。

(5) 理事の業務執行状況又は、この法人の財産の状況について、理事会に意見を述べること。

(費用弁償)

第15条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができます。その報酬につ

いては、理事会で決定します。

2 役員には、その職務を執行するに要した費用を弁償することができます。

(顧問)

第16条 この法人には顧問若干名をおくことができます。顧問に関し必要な事項は理事会で議決します。

第4章 会 議

(会議に種別)

第17条 この法人の会議は、総会および理事会とします。

(会議の構成)

第18条 総会は正会員をもって構成し、理事会は、理事を持って構成します。

(会議の権能)

第19条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決します。

- (1) 事業計画及び収支予算の作成ならびにその変更
- (2) 事務局の組織及び運営
- (3) 理事の解任、報酬、職務
- (4) 総会に付すべき事項
- (5) その他、この法人の運営に関する必要な事項

2 総会は、特定非営利活動促進法およびこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として決議したことを議決します。

(会議の開催)

第20条 通常総会は、毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催します。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催します。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求があった場合
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
- (3) 第14条第4項第4号の規定に基づき、監事から召集の請求があった場合

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催します。

- (1) 会長が必要と認めた場合
- (2) 理事の総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(議 長)

第21条 総会の議長は、出席した理事のうちから会長が指名します。ただし、第20条第2項第2号の請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから議長を選出します。

2 理事会の議長は、会長が指名する理事があたります。

(招 集)

第22条 総会および理事会は、会長が招集します。総会を招集する場合は、日時、場所ならびに会議の目的である事項およびその内容を示した書面を、開会日の2週間前までに発して行わなければなりません。

2 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示し開催の1週間前に招集通知を発信して行わなければなりません。ただし、緊急を要すると会長が認めて招集するときは、この限りではありません。

3 前条第2項または、第3項第2号の請求があった場合は、会長は速やかに会議を招集しなければなりません。

(会議の運営方法)

第23条 総会および理事会の運営方法は、この定款に定めるほか別に定める規則によります。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の過半数以上が出席した場合に開会することができます。

2 理事会は、理事の過半数以上が出席した場合に開会することができます。

(議 決)

第25条 総会および理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによります。

2 総会および理事会においては、第22条第1項または第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができます。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではありません。

3 議決すべき事項について、特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができません。

(議事録)

第26条 総会、理事会の議事について議事録を作成し、議長および出席者のうちから選任された議事録署名人2名以上が署名し、これを保管しなければなりません。

第5章 資産および会計

(資産の構成)

第27条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成します。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入

(会費などの不返還)

第28条 この法人は、すでに納入された会費その他の拠出金品は、返還いたしません。

(事業年度)

第29条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

(事業計画と収支予算)

第30条 この法人の事業計画と収支予算は、会長が作成し年度開始前に理事会の議決を経なければなりません。

2 事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決を経て行います。

(事業報告および決算)

第31条 この法人の事業報告書、収支計算書、財産目録、貸借対照表は、会長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければなりません。

第6章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第32条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を受けなければ変更することができません。

(解散)

第33条 この法人は、次に掲げる事由により解散することができます。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 特定非営利活動促進法第43条の規定による設立の認証の取消

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければなりません。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合には、所轄庁の認定を受けなければなりません。

(合併)

第34条 この法人は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができません。

(残余財産の帰属先)

第35条 この法人が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または、公益法人、財団法人に譲渡するものとします。

第7章 雑 則

(事務局)

第36条 この法人は、事務を処理するため事務局を置きます。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員をおきます。
- 3 事務局長は、理事会の同意を得て会長が委嘱し、職員は、会長が任免します。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を経て、別に定めます。

(広告の方法)

第37条 この法人の広告は、この法人の掲示場に掲載するとともに官報に掲載して行います。

附 則

- 1 この定款は、法人設立の日から施行します
- 2 この法人の設立当初の正会員の年会費は、第6条の規定にかかわらず、以下の金額とします。
年会費 ￥2000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第11条の規定にかかわらず、別紙に掲げるものとし、任期は、平成15年3月31日までとします。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第29条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成14年3月31日までとします。
- 5 この法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第30条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めによります。

平成17年3月26日の臨時総会にて改訂

平成20年10月25日の臨時総会にて改訂

第1号議案 平成22年度 事業報告について

I 広報・啓発事業

- 1 ボランティア情報誌『ふれあい』の発行
 - (1) 発行部数 330部発行（毎月1日／320部 発送）
 - (2) 発行内容 No.352～363（平成22年4月～平成23年3月）
 - (3) 発行先 会員、大学・専門学校、公立・私立高校、行政、
社会福祉協議会ボランティアセンター
 - (4) 広告（有料）掲載による発送費の補填
- 2 ホームページによる広報・啓発
 - (1) 事務局ボランティアによるブログ作成
 - (2) 県ボランティア協会活動のタイムリーな紹介
- 3 その他
ボランティア・NPO活動に役立つ情報の提供

II ボランティア交流・研修支援事業

- 1 パソコン活用による団体運営の支援
 - (1) ボランティア・NPO 団体等へのパソコン使用方法の学習支援
毎週火曜日午前9時から、事務局で開催
（休日・正月・お盆は休み、4月からは水曜日に変更）
 - (2) パソコン使用についての相談・助言
- 2 その他の交流・研修活動
第26回「ふれあいの旅」事前研修
日 時 平成22年11月7日(日)
会 場 宮崎県福祉総合センター
参加者 27名

III 「ふれあい」支援事業

- 1 障がい者の旅行等支援事業
第26回「ふれあいの旅」の実施（宮崎県共同募金会からの助成事業）
日 時 平成22年11月20日（土）～ 21日（日）
会 場 綾～青島～飢肥
参加者 宿泊39名 総数94名
（当日参加ボランティア22名、
高校生ボランティア33名、
青島ライフセービングクラブから数名の参加）

- 2 障害者・高齢者の社会参加をめざす各種行事への支援
「宮崎県高齢者サービス総合調整推進会議」への参加
- 3 その他の社会参加支援活動

IV NPO・企業・行政・大学等との協働事業

注. 下記の事業だけでなく、当協会の各事業において協働を推進する。

- 1 NPO ネットワーク活動の支援・推進
「宮崎NPO 法人ネットワーク」(事務局・休止)
・「NPO 法人会計基準策定プロジェクト学習会」の案内等送付
- 2 防災ネットワーク活動の支援・推進
「県民がつくる宮崎防災ネットワーク」への参加
・「みやざき防災フェア」実行委員会への参加

V 運営体制の整備

- 1 財政基盤の強化
 - (1) 会員(正会員、賛助会員)の増加と会費納入率の向上への取り組み
 - (2) 活動支援金・10円募金の推進
- 2 運営組織の整備等

VI 30周年記念事業 (今年度も継続)

- 1 情報誌『ふれあい』の電子化

VII その他

- 1 リサイクル活動の推進
 - (1) 有価物回収、国内外のボランティア協力機関等の回収活動支援
 - ①使用済み切手
 - ②使用済みテレホンカード
 - ③古紙類
 - ④アルミ類
 - ⑤割りばし
 - ⑥宮崎市有価物回収推進事業
 - (2) 寄贈・提供
 - ① ベルマーク
 - ② 鍵盤ハーモニカ
 - ③ メガネ
 - ④ ランドセル
 - ⑤ 文具

2 各種委員会等への出席

- ①「宮崎県高齢者サービス総合調整推進会議」推進委員
- ②九州ろうきん「NPO助成」審査委員会
- ③「わたぼうしコンサート」審査委員
- ④生目神社「めがね供養祭」への出席
- ⑤みやざきマイバック運動推進連絡協議会
- ⑥ 宮崎県ユニセフ協会理事・評議員会

3 各会議・実行委員会の開催

① 通常総会の開催

日時 : 2010年9月18日(土)
場所 : 宮崎県総合福祉センター 人材研修館3階 中研修室
出席者数 : 総数 172名中 89名

② 理事会の開催

- 第1回5月1日(土) 宮崎県福祉総合センター ミーティングルーム
出席者数 : 9名 平成22年度総会について
- 第2回 諸般の事情により中止
- 第3回9月18日(土) 宮崎県総合福祉センター 人材研修館中研修室
出席者数 : 6名 ふれあいの旅について
- 第4回3月31日(木) 宮崎県福祉総合センター ミーティングルーム
出席者数 : 8名 5月開催総会について

③ 三役会

④ 事務局会議(会長・事務局長)の開催

会場 : 県ボランティア協会事務所、宮崎公立大学

⑤ 事務局会議(『ふれあい』編集・行事共有会議)の開催

会場 : 県ボランティア協会事務所

編集会議(第2木曜日) : 12回 23名

共有会議(火曜日/不定期) : 7回 42名

⑥ 「ふれあいの旅」実行委員会の開催

会場 : 宮崎公立大学 研究室&凌雲会館

開催日 : 平成22年5月12日(水) ~ 12月21日(火)

・反省会

・打ち上げ 平成23年2月10日(木)

第2号議案 平成22年度決算報告について（会計監査をふくむ）

平成22年度 収支決算書

自平成22年4月1日 至平成23年3月31日

特定非営利活動法人 宮崎県ボランティア協会

1 収入の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	22年度決算額	増 減	備 考
会 費 収 入	425,000	280,000	-145,000	
正会員	320,000	212,000	-108,000	
賛助会員	45,000	18,000	-27,000	
特別賛助会員	60,000	50,000	-10,000	
寄付金 収入	130,000	106,234	-23,766	
助成金配分収入	310,000	310,000	0	310,000:助成金
事 業 収 入	150,000	73,018	-76,982	
参加者負担収入	1,210,000	583,000	-627,000	ふれあいの旅
雑 収 入	315,000	152,921	-162,079	
立 替 金 収 入	90,000	0	-90,000	
コピー印刷代 収入	220,000	148,613	-71,387	
雑 収 入	5,000	4,293	-707	
預金利息	0	15	15	ふれ旅:9円
繰入金 収入	0	420,009	420,009	
当期収入合計 (A)	2,540,000	1,925,182	-614,818	
前期繰越金収支差額	310,033	310,033	0	
合 計 (B)	2,850,033	2,235,215	-614,818	

2 支出の部

科 目	予 算 額	22年度決算額	増 減	備 考
事 業 費	1,649,000	939,009	709,991	
自主事業	129,000	46,000	83,000	30周年事業、パソコン教室
第26回ふれあいの旅	1,520,000	893,009	626,991	
管 理 費	1,109,737	987,579	122,158	
事務局活動費	164,737	164,737	0	
人 件 費	260,000	195,000	65,000	会計月1日、事務局4日(9月~)
厚生費	3,000	0	3,000	
旅費交通費	150,000	137,500	12,500	事務局ボランティア 6人
通信運搬費	382,000	355,288	26,712	郵送料 231,625円
消耗品費	130,000	124,233	5,767	
修繕費	0	0	0	
雑 費	20,000	10,821	9,179	支払手数料3,690円
機器管理費	66,150	66,150	0	印刷機
予 備 費	25,146	10,642	14,504	会議費
当期支出合計 (C)	2,850,033	2,003,380	846,653	
当期支出差額(A)-(C)	-310,033	-78,198	-231,835	
次期繰越差額(B)-(C)	0	231,835	-231,835	

財 産 目 録

平成23年3月31日現在

特定非営利活動法人宮崎県ボランティア協会

(単位:円)

科 目 ・ 摘 要				
I 資産の部				
1 流動資産				
現金 手許有り高	13,984			
宮崎太陽銀行普通預金	2,985			
九州労働金庫普通預金	0			
郵便振替貯金	0			
宮崎太陽銀行普通預金	27,739			
宮崎太陽銀行普通預金(解)	0			
流動資産合計			44,708	
2 固定資産				
10円募金				
九州労働金庫定期預金	304,776			
宮崎太陽銀行普通預金	0			
印刷機	0			
固定資産合計			304,776	
資産合計				349,484
II 負債の部				
1 流動負債	0			
流動負債合計			0	
2 固定負債	0			
固定負債合計			0	
負債合計				0
差引正味財産				349,484

平成22年度10円募金決算書

平成23年3月31日現在

資産増加	普通・宮崎太陽銀行	定期 九州ろうきん
H21年度残高	61,712	384,140
当期増減額	△ 61,712	△ 79,364
期末	0	304,776

平成22年度災害ボランティア支援基金

平成23年3月31日現在

資産増加	普通・宮崎太陽銀行
H21年度残高	47,730
当期増減額	-19,991
期末	27,739

貸借対照表

平成23年3月31日現在

特定非営利活動法人宮崎県ボランティア協会

(単位:円)

科目・摘要		金額	
I 資産の部			
1 流動資産			
現金 手許有り高	13,984		
宮崎太陽銀行普通預金	2,985		
九州労働金庫普通預金	0		
郵便振替貯金	0		
宮崎太陽銀行普通預金	27,739		
宮崎太陽銀行普通預金(解約)	0		
流動資産合計		44,708	
2 固定資産			
固定資産物品			
印刷機	0		
10円募金			
九州労働金庫定期預金	304,776		
宮崎太陽銀行普通預金	0		
固定資産合計		304,776	
資産合計			349,484
II 負債の部			
1 流動負債	0		
流動負債合計		0	
2 固定負債	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
1 前期繰越金正味財産		792,706	
2 当月収支差額		△ 443,222	
正味財産合計			349,484
負債・正味財産合計			349,484